

●香川県告示第260号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月19日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
香川県仲多度郡多度津町桜川2丁目1番40号  
四国塗装株式会社 代表取締役 枝園 眞明
- (2) 事業場の所在地及び名称  
香川県仲多度郡多度津町桜川2丁目1番40号  
四国塗装株式会社
- (3) 特定施設の種類  
変更無し
- (4) 変更しようとする事項の内容  
特定施設に関する事項

種	類	酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	18製品/日 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		8時間連続使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	4~6	2~5
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	40	50
	化学的酸素要求量 (mg/L)	40	50
	浮遊物質 (mg/L)	15	20
	窒素含有量 (mg/L)	(変更前) 10 (変更後) 12	(変更前) 20 (変更後) 23
	りん含有量 (mg/L)	1	5
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	(変更前) - (変更後) 1.8	(変更前) - (変更後) 2.6	
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	70	100	

汚水等の処理施設に関する事項

種	類	凝集沈殿処理施設
---	---	----------

能力	100m <sup>3</sup> /日				
汚水等の処理方式	凝集沈殿処理				
工期等	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	許可後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	8時間連続使用				
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	4~5	2~5	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	40	50	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	40	50	20	30
	浮遊物質 (mg/L)	15	20	15	20
	窒素含有量 (mg/L)	(変更前)10 (変更後)12	(変更前)20 (変更後)23	(変更前)10 (変更後)12	(変更前)20 (変更後)23
	りん含有量 (mg/L)	1	5	1	5
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	(変更前) - (変更後)1.8	(変更前) - (変更後)2.6	(変更前) - (変更後)1.8	(変更前) - (変更後)2.6
	排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	70	100	70	100

排水口1箇所の位置を変更する。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分		排水口 No. 1			
排出水の汚染状態	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	7	6~8	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30	20	30
	浮遊物質 (mg/L)	15	20	15	20
	窒素含有量 (mg/L)	10	20	12	23
	りん含有量 (mg/L)	1	5	1	5
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	1.8	2.6
	排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	70	100	70	100

他に排水口が1箇所ある。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成28年8月19日から同年9月9日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

多度津町環境課